

可決した意見書

6月定例会では、下記の意見書提出に係る議会議案を可決しました。なお、可決した意見書は、地方自治法第99条の規定に基づき、関係機関に送付しました。

北朝鮮による日本人拉致被害者の速やかな奪還と真相究明、再発防止を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致問題は、日本国の主権に対する重大な侵害かつ日本人の権利を踏みにじるものであり、断じて許すことはできない。

鎌倉市議会はこれまで北朝鮮による日本人拉致事件について、平成26年6月に「北朝鮮による日本人拉致問題の真相究明と早期の全面解決を求める決議」、平成27年7月に「北朝鮮による日本人拉致問題の早期の全面解決と再発防止を求める意見書」、平成28年6月に「安倍内閣の責任として北朝鮮による日本人拉致問題の早急な全面解決と再発防止を求める意見書」を可決し、速やかな全面解決を要求してきた。

しかしながら、令和の時代となっても、いまだに私たちの同胞である拉致被害者を北朝鮮から奪還できていない。拉致被害者の御家族も高齢化されており、有本恵子さんの母・有本嘉代子さんが本年2月3日に、そして横田めぐみさんの父・横田滋さんが6月5日に逝去された。最愛の家族との再会がかなわなかった無念は全ての国民が共有すべきであり、決して諦めず、改めて国民は一丸となって、北朝鮮による日本人拉致被害者の奪還に向けて取り組まなくてはならない。

国民が本人の意思に反して、他国に拉致されているのに、いつになっても取り返すことができていない事態は、国家として重大な危機的状況であり、国権を預かる国会と日本政府は、拉致被害者を必ず奪還するために、必要な措置や政策を遂行すべきである。

よって、鎌倉市議会は、次の事項を国会、日本政府、関係機関に対して強く要請する。

- 1 北朝鮮により拉致された全ての日本人を速やかに奪還すること。
- 2 他国による拉致が二度と発生しないよう、真相究明し、再発防止の措置をとること。
- 3 北朝鮮による日本人拉致問題を風化することがないように啓発に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年(2020年)6月24日

鎌倉市議会

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策実施下における夏季の鎌倉市内各海岸の安全確保を求める意見書

鎌倉市は、新型コロナウイルス感染症対策として、鎌倉市内の各海岸での海水浴を目的とした来訪を控えることを呼びかけ、対策に取り組んできた。また、海水浴シーズンを目前にして、感染症拡大防止を目的に、県内全ての市町や海水浴場設置者団体は、今夏の海水浴場の不設置を決めた。

しかし、各海水浴場が開設されなければ、海水浴場のルールが適用されず、治安の悪化や海の事故の発生が懸念される。

神奈川県(以下「県」という)は、海岸法第5条第1項に規定された海岸管理者であり、海岸法の目的にもあるとおり、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、海岸を管理する責任があると考えられる。よって、遊泳監視業務や警備体制については、県が先頭に立って関与し、安全確保を図るべきである。

鎌倉市は、海水浴場を開設しないことから「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」を改正し、「令和2年夏季における特例」を付則に加え、海岸において事故及び他者に危害を及ぼすおそれがある行為が多発することを抑制する条例を提案している。加えて、海岸の安全確保に向けたライフガードと警備体制を継続して実施する予定である。

よって、鎌倉市議会は、県の責任のもと、速やかに鎌倉市内各海岸の安全確保のための警備体制の充実及び地元自治体への財政支援を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年(2020年)6月24日

鎌倉市議会

6月16日開催

審査した内容(議案3件、陳情5件、報告事項12件)

議案第25号 鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度(2020年度)に材木座、由比ガ浜、腰越の各海水浴場を開設しないことに伴い、海水浴場開設期間中の海岸における禁止行為を定めた「鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例」による規制ができないことから、今夏の海岸において同様の規制ができるように、本改正条例において必要な事項を定めるものです。

その内容は、本年7月1日から8月31日までの間、条例で定める海岸において、「音響機器等を用いて音楽や音声を発すること」「飲酒すること」「喫煙すること」「バーベキューを行うことその他裸火を使用すること」について、市民および滞在者等は当該行為を行わないよう努めること、また市および事業者は当該行為の防止に努めることを定め、海岸の良好な環境の保全を図るものです。

委員会では、採決の結果、総員の賛成により可決されました。



鎌倉の海岸

6月18日開催

審査した内容(議案4件、報告事項4件)

報告事項 鎌倉市教育大綱の改定について

鎌倉市教育大綱は、本市における教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたものです。平成27年度(2015年度)から令和元年度(2019年度)までの5年間を対象とした大綱の期間満了に伴い、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までを期間とする新たな鎌倉市教育大綱を定めた旨、報告がありました。

今回の改定では、基本理念、基本目標は継続して取り組むべきことから継承することとありますが、これまでの取り組みに新たな視点などを踏まえ、新たな教育大綱で重点的に取り組む施策として、①子どもたちが夢を持って学べる教育の推進、②教育環境のさらなる充実と学校施設の計画的な整備、③子どもの成長に合わせた切れ目のない支援の充実、④地域の特色を生かした郷土学習の充実の4つの施策を新たに定めたこととします。今後も引き続き、この鎌倉市教育大綱の周知に努めるとともに、総合教育会議における協議・調整を通じて、市長部局と教育委員会がより一層、相互に協力・連携して、施策の推進を図ることとします。

委員会では、報告事項について了承されました。

観光厚生常任委員会

常任委員会

総務常任委員会

建設常任委員会

審査の一部を紹介します

教育子どもみらい常任委員会

6月17日開催

審査した内容(議案3件、陳情1件、報告事項8件)

報告事項 若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインの策定について

若宮大路と小町通りの周辺は、平成20年(2008年)3月に鎌倉景観地区に指定し、建築物の高さと形態意匠の制限を定め運用しています。高さについては、周辺の風致景観との整合が図られているものの、建築物の外観は、木造の和風建築から鉄筋コンクリート造の建築までさまざまであり、また、近年、共同住宅やホテルの建設など、従前からの土地利用に変化がみられることから、今後、よりきめ細かな景観形成を誘導する上で指針となるガイドラインを策定したものです。ガイドラインは、規制ではなく、景観づくりの方向性とまち並みの作法を提示することで、市民、商業者、事業者および行政が協力し、まちをより良くすることができるよう、平成30年度(2018年度)から2カ年をかけ、地元商店会や住民との調整等を慎重に行い、意見を聞きながら、若宮大路、小町通り、それぞれの特徴を踏まえ策定したとすることです。ガイドラインの運用は、令和2年度(2020年度)から開始していますが、運用に当たっては、都市景観条例に基づく景観配慮協議や景観法に基づく認定申請手続きにおいて、景観整備機構による専門的見地からの助言を得ることによって、ガイドラインを実効性のあるものにしていくこととします。

委員会では、報告事項について了承されました。

6月15日開催

審査した内容(報告事項9件)

報告事項 新型コロナウイルス対策の取組状況について(教育部)

新型コロナウイルスに係る各学校の対応については、4月6日に始業式および入学式を規模縮小、時間短縮等により実施し、翌日の4月7日から5月31日までは、国の緊急事態宣言の発出や神奈川県臨時休業等の協力要請を受け、臨時休校としたとすることです。

休校期間中、各学校において電話連絡やオンラインでのホームルーム(朝の会)を通して、子どもたちの状況を把握するとともに、課題プリント等のポスティング、市や学校のホームページ上で学習教材の掲載等により各家庭の学習支援を行ったとすることです。また、子どもたちの心身の健康を保つために、時間を限定して校庭開放や学校図書室における図書貸し出しもあわせて行ったとすることです。

その後、緊急事態宣言が5月25日付で解除されたことを受け、6月1日から段階的に学校を再開し、小学校は6月29日から、中学校は7月13日から通常登校に移行することに伴い、児童生徒の学びの保障の観点から、夏季休業期間を8月1日から23日までに短縮するとともに、1学期に実施予定の学校行事については、中止または2学期以降に延期することとします。今後も引き続き、子どもたちの安全・安心を第一に考え、十分な感染症拡大防止対策を講じながら、学校教育活動を行っていくこととします。

委員会では、報告事項について了承されました。